

教義指第935号
令和3年2月5日

各市町村教育委員会教育長 }
各教育事務所長 } 様

埼玉県教育委員会教育長
(公印省略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言の期間
延長に伴う市町村立学校の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

令和3年1月7日、国から緊急事態宣言が発出されましたが、その後も、特に本県を含む一都三県については感染の拡大が続いており、令和3年2月2日には緊急事態宣言の期間延長が決定されました。

つきましては、同宣言の期間延長を踏まえ本県において徹底した感染防止対策を更に講じながら学校の運営を継続していくため、学校運営の基本方針及び対応いただきたい事項を通知いたしますので、市町村教育委員会におかれましては御対応をお願いします。

なお、市町立幼稚園につきましても、実情に応じ同様の取扱いをお願いします。

記

1 学校運営の基本方針について

感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。

具体的な対応については、2以降と令和3年1月8日付け教義指第840号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う市町村立学校の対応について（通知）」を参照すること。

特に、児童生徒の感染防止対策の更なる徹底、修学旅行等学校行事の取り組み方、部活動における感染リスクの高い活動の制限及び感染防止策の徹底、家庭における感染防止対策への協力依頼等について適切に対応すること。

また、授業や給食（昼食）など児童生徒と過ごす教室、職員同士で使用する職員室や職員用更衣室等も含めて、マスクを外す際には会話をしないようにするなど、職員の感染防止対策を一層徹底すること。

2 期間

令和3年3月7日（日）まで

3 卒業式等の学校行事について

卒業式等の学校行事の実施にあたっては、下記の工夫例を踏まえながら、学校規模、地域の感染状況等を踏まえ、実施の時期、参加者数の規模、時間の短縮などを含め、適宜見直しを行い、感染予防対策に万全を期すこと。なお、緊急事態宣言解除後も万全を期し、適切に取り組むこと。

また、準備、練習等についても、回数を減ずることや時間の短縮、児童生徒と教職員の人数の制限などの工夫を図り、感染予防対策に万全を期して取り組むこと。

<工夫例>

- ・ 参加人数を抑えること（在校生の参加の取りやめ、保護者の参加人数を最小限とする、保護者を別会場とする等）
※ 保護者を別会場とする場合には、例えばICTを活用して、卒業式の模様をタブレット端末等で撮影し、別会場にいる保護者に配信することが考えられる。
- ・ 会場の椅子の間隔を空けて、参加者間のスペースを確保すること
- ・ 式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮すること（式辞の割愛、式辞等の文書での配付など）

4 今年度の公立高等学校等の入試について

県立中学校・県立高等学校・県立特別支援学校の入学者選抜等については、感染防止対策を徹底した上で、令和3年1月26日付け事務連絡（5 送付資料の(3)）に基づき実施する。

5 送付資料

- (1) 令和3年2月4日付け教高指第1992号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言の延長に伴う県立学校の対応について（通知）」（写し）
- (2) 令和3年1月8日付け教義指第840号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う市町村立学校の対応について（通知）」（写し）
- (3) 令和3年1月26日付け事務連絡「令和3年度埼玉県公立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症に係る対応について（通知）」（写し）

体育（保健体育を含む）を除く学習指導に関すること
担 当 市町村支援部義務教育指導課 教育指導担当
電 話 048-830-6778

体育（保健体育を含む）に関すること
担 当 県立学校部保健体育課 学校体育担当
電 話 048-830-6947

健康・安全に関すること
担 当 県立学校部保健体育課 健康教育・学校安全担当
電 話 048-830-6963